

日時・場所	令和5年1月23日(月)15時30分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、遠藤議会事務局長、赤坂政策調整部長、川端総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、布施健康福祉部政策監、山本病院事務部次長、三上都市建設部長、吉川環境経済部長、馬野教育部長、事務局

1. 開会

【市長挨拶】

- 先週は新年度当初予算の市長査定を実施した。厳しい財政状況の中での予算編成であり、すべての要求に応えることができないことをご理解いただきたい。
- 明日午後から強烈な寒波が流れ込むと報道等言われている。大きな被害が出ないことを祈るとともに、皆さんも体調管理に留意いただきたい。

2. 議題

【審議事項】

①市道路線の認定について

開発行為により帰属を受けた公衆用道路を新たに認定するために、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

【報告事項】

②野洲市個人情報保護に関する法律施行条例について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による「個人情報保護に関する法律」の一部改正に伴い、当該法律の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する。

→「野洲市個人情報保護条例」を廃止し、「野洲市個人情報保護に関する法律施行条例」を制定する理由は。

→これまで個人情報保護に関する法律が3本（個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法）あったが、国がこれらを一元化されたことに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律が直接適用され、全国的な共通ルールが規定されることになった。法律において「条例で規定することが義務づけられている事項」等について、法の施行条例として定めるもの。

③野洲市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による「個人情報保護に関する法律」の一部改正に伴い、個人情報保護法制の一元化が図られることから、必要な規定の整備を行うため、野洲市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例ほか3条例の一部改正し、文言の改正と読み替え規定を定める。

④野洲市個人情報保護審査会条例について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による「個人情報保護に関する

法律」の一部改正に伴い、当該法律と野洲市議会の個人情報の保護に関する条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、引き続き野洲市個人情報保護審査会を設けるため、条例を制定する。

⑤野洲市子育て支援会議条例等の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令並びに民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び子ども家庭庁設置法、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及びこども基本法が公布されたことにより、関係条例を一部改正する。

⑥公用車の接触事故について

令和4年12月16日（金）市内の商業施設駐車場において、公用車と一般車両との接触事故があったので、その概要を報告する。

3. 次回部長会議の予定

1月30日（月）10時00分～ 庁議室

4. 閉会